

2 利用方式のあり方を中心とする保育サービスの提供の仕組みについて

(1) サービス・給付の保障の基本的考え方ー行政の義務履行を通じたサービス保障

○ 現行の認可保育所の利用方式

- ・ 市町村による保育の実施義務の履行を通じて、保護者に認可保育所が利用される仕組み
- ・ この保育の実施義務には例外規定(＊)

＊ 地域の認可保育所の受入能力がない等やむを得ない場合は、「その他適切な保護」(認可外保育施設のあっせん等)で足りる

→ 事実上、認可保育所が足りない場合、保護者が保育サービス利用に係る支援を受けられないことを許容する仕組み

※ 他の社会保障制度(介護、障害)の例では、行政による認定により、個人にサービス費用の受給権を付与

→ 認定の範囲内で利用者がサービスを選択できる仕組み